

EUの生涯学習政策に関する研究

—生涯学習概念の導入・普及と政策化の動向を中心に—

澤野 由紀子
(国立教育研究所)

1. はじめに

21世紀を目前にして、知識を基盤とするこれからの「知識社会」を支える人材養成を目指す先進諸国や国際機関において、「生涯学習」が教育改革のための鍵概念として導入されている。1999年6月にドイツのケルンで開催されたG8首脳会合では、ドイツ政府の提案に基づき「ケルン憲章：生涯学習の目的と希望」（教育に関する特別文書）が採択された。この「ケルン憲章」は、21世紀は社会・経済がますます「知識に基盤を置く」ようになり、人々の移動可能性がなくなって求められる「変化と柔軟性の世紀」となると予想し、各国政府がすべての人々に国境を越えた移動の機会を与えるために、教育と生涯学習の振興のための取り組みを一層重視していく必要があるとしている¹⁾。

本稿は、上記のサミットにも影響を及ぼしているとみられるEU（欧州連合）の生涯学習政策に着目し、93年11月に「欧州連合設置条約」（通称「マーストリヒト条約」）の発効によりEC（欧州共同体）がEU（欧州連合）になって以来、生涯学習政策がトランスナショナルな政策として展開されるに至る経緯を明らかにするとともに、99年1月の共通通貨「ユーロ」導入と同年5月にEUの新しい基本法となる「アムステルダム条約」が発効したことに伴い、地域統合の新段階を迎えたことにより、EUの生涯学習政策がどのように発展していくのかを探ることを目的とする。

近年、日本では、欧州統合へ向けた諸施策の進展とともに、EC/EUの教育に対する研究者の関心が高まっており、教育政策一般・教育関係事業⁽²⁾、理念⁽³⁾及び教育内容⁽⁴⁾に着目した研究が進められている。学校教育、職業訓練、成人教育及び青少年交流を包括したEUの生涯学習政策の形成過程については、筆者及び杉村がその導入期の90年代前半の政策文書の分析を行っているが、EU統合の進展に伴う具体的な生涯学習政策の展開状況については、これまで明らかにされていなかった⁽⁵⁾。そこで本稿では、EUが生涯学習概念の普及を目的として行った「ヨーロッパ生涯学習年」(1996年)に前後して公表されたEUの政策文書の内容を分析し、欧州統合の進展とともに政策文書のなかでの「生涯学習」概念と政策の重点がどのように変化していったかを明らかにする。それにより、90年代後半の景気低迷に伴う予算削減を背景に、変化への対応を標榜した所期の方向性を見失いつつある日本の生涯学習政策を見直すための視座を提示したい。

2. EUにおける生涯学習政策の展開

99年5月1日に発効した「アムステルダム条約」⁽⁶⁾(草案は97年6月の欧州理事会で採択)では、冒頭に「人々のために教育への広いアクセスと教育を恒常的に更新することを通じて最高水準の知識を促進する」という文言が導入され、生涯学習を発展させることがEUの目標として明確に位置づけられた。同条約の草案が採択された直後の97年7月に発表された欧州委員会通達「アジェンダ2000——より強力で拡大された連合を目指して」では、科学技術の革新、研究、教育及び職業訓練の政策をEUの内政の四本柱とすることが提案された⁽⁷⁾。これを受け、2000年以降新たに導入される教育政策、職業訓練政策及び青少年政策においても、生涯学習を保障することを政策の中核とすることが定められた。だが、ここに至るまでの過程では、「生涯学習」という用語そのものが一般に使われる言葉としては普及していなかったこともあり、その概念も時期によって変化している。以下、90年代に「生涯学習」がEUの政策課題として浮上した経緯と具体的施策の展開状況について、その導入・普及と展開の各段階に区分して概観しながら、「生涯学習」

概念の変容の足跡を辿ってみたい。

(1) 雇用政策への「生涯学習・訓練」概念の導入

EUにおいて生涯学習が政策目標とされるに至る重要な布石となっているのは、91年に発表されたECの「欧州共同体における高等教育に関するメモランダム」である⁽⁸⁾。このメモランダムは、欧州統合へ向けて教育及び職業訓練に関する事業を再編するための方針を策定するための議論の叩き台としてEC委員会が作成したもので、同時に「1990年代の欧州共同体における職業訓練に関するメモランダム」及び「欧州共同体における公開遠隔地学習に関するメモランダム」も発表された。「欧州共同体における高等教育に関するメモランダム」では、欧州共同体の経済的、社会的、文化的発展と高等教育の役割に関する現状分析を行った後に、高等教育機関は今後拡大する知識を基盤とする経済を支援し、統一労働市場に優秀な人材を輩出することに貢献するため、成人の高等教育へのアクセスを拡大し、知識と技能を定期的に更新できるような機会を提供するべきであるとの提案がなされた。とくに新しい政策を必要とする領域の一つとして、「高等教育機関は生涯にわたる職業訓練を必要とする学生のニーズを把握するとともに、職場で習得してきた知識がアカデミックな教育資格取得につながるような継続教育のシステムを整備すること」を掲げた。⁽⁹⁾

上記メモランダムの提案は、93年12月に発表された白書『成長、競争と雇用——21世紀に向けた挑戦と方法』⁽¹⁰⁾にも盛り込まれた。同白書は、アメリカ合衆国と日本に対する欧州の経済的競争力の低下と失業率の上昇を背景に、EU経済の国際的競争力の向上と雇用創出のための中・長期的対策を示したもので、雇用創出のための最優先行動計画として「生涯教育・職業訓練」の実現へ向けた改革の指針を提示した。とくに、後半部分のパートB「成長、競争とより多くの仕事の条件（準備作業）」の「Ⅲ雇用」第7章「教育と職業訓練制度の適応」では、教育制度及び職業訓練制度を生涯学習の観点から改革することの必要性を次のように主張している。「成長と雇用を刺激することのできる教育・職業訓練施策を編みだし導入する努力のなかで、共同体と加盟諸国は、2000年のヨーロッパの労働力の80%が既に労働市場に出ていることを考慮しなければならない。このため、すべての施策は、生涯学習

と継続職業訓練を発展させ、一般化し、体系化するというコンセプトにもとづくことが必要である。これは、知識とノウハウの恒常的再構成と再開発に対する、既に増大しており今後も増えるであろうニーズを考慮するために、教育・職業訓練システムを見直さなければならないということを意味している。」(強調は原文通り)⁽¹⁰⁾。さらに、同白書は、EU域内において「教育・職業訓練のヨーロッパシステムの三次元(教育・職業訓練・文化)の創造」について意識を高めるために、95年に共同体の行動として「ヨーロッパ教育・職業訓練年」の事業を実施することを提案した⁽¹¹⁾。

(2) 「生涯学習」概念普及のための「ヨーロッパ生涯学習年」

この「ヨーロッパ教育・職業訓練年」は、「ヨーロッパ生涯学習年」と名称を変えて、計画より1年遅く96年に組織されることになり、EU加盟15カ国のほかEEA(欧州経済地域)に加盟するアイスランド、ノルウェー及びリヒテンシュタインを加えた18カ国がこれに参加することとなった。「ヨーロッパ生涯学習年」(以下EYLLとする)の実施を定めた欧州議会及び欧州理事会決定第2493/95/EC(95年10月23日付)によれば、EYLLは「個人の発達と個人の自主性、人々の労働生活と社会への統合、民主的意思決定過程への参加、経済・技術・社会の変化に対応する能力を促進すること」を目標とし、国・地方・地域の各レベルで生涯学習推進のために学習機会に関する情報提供や、人々の学習意識を啓発するための行事、や広報活動等の事業に対しEUが助成を行うものであった。同決定により、EYLLのテーマとして以下の8項目が定められた。⁽¹²⁾

- 1) 生涯学習の基礎としての、自ら学ぶ能力を含む、いかなる差別もなく誰にも開かれた、質の高い普通教育の重要性。
- 2) 職業生活への円滑な移行の前提として、また一層の個人的発達の基礎として、労働市場への再適応のため、また男女の機会の均等を達成するため、すべての若者に対し資格に直結する職業訓練を推進すること。
- 3) 学校教育・職業訓練と調和し、労働の世界と社会の新しい要請に関連した、継続教育・訓練を推進すること。その際、教育・職業訓練の質と透明性を維持すること。
- 4) 個人の生涯学習への動機づけを行うとともに、少女や成人女性など、

従来学習からほとんど、あるいはまったく利益を得ていないが、現在は学習を必要としている集団のために、生涯学習を開発すること。

5) 教育・職業訓練機関と経済界、とくに中小企業との連携の強化。

6) ヨーロッパの競争力、高い雇用率に集約された、経済成長の文脈における生涯学習の新しい機会の創出と参加の重要性について、社会的パートナーの意識を高めること。

7) 生涯学習の観点からみ子どもと青年の教育・職業訓練の重要性と、それに関して父母が果たすべき役割について、父母の意識を高めること。

8) 初期の及び継続的な教育・職業訓練のヨーロッパの次元の発展、ヨーロッパにおける相互理解と移動可能性の促進、ならびにヨーロッパにおける教育協力の促進に関するEUの活動、とくに加盟各国のシステムに応じた教育資格・職業資格の認定及び外国語能力の促進に関するEUの活動について、ヨーロッパ市民の意識を高めること。

EYLL参加各国は、上記のテーマからそれぞれの国の教育・学習をめぐる状況に照らして重点テーマを選び、教育担当省等にEYLL国内事務局を設置し、EYLL事業を実施することになった。

これらのテーマ設定の基礎には、欧州委員会が95年11月に発表した教育・職業訓練白書『教えることと学ぶこと——学習社会に向けて』⁽⁴⁰⁾の諸提言がある。同白書は、1993年の白書『成長、競争と雇用』に引き続き、「生涯学習」を21世紀へ向けての人材開発政策の基本に据えることを提唱している。『成長、競争と雇用』が高等教育と継続職業訓練を生涯学習の中心に据えていたのに対し、『教えることと学ぶこと』は初等中等教育をも視野に入れ、社会の変化に対応し、あらゆるレベルの教育と職業訓練の質を改善するための具体策を提案している点に特色が認められる。これは、「マーストリヒト条約」第126条により、ECの時代から共同体としての共通事業が認められていた職業訓練（専門教育としての高等教育を含む）の分野に加えて、就学前教育や初等中等教育の分野でも、加盟各国の独自性を維持しながら、EUとしての体系的施策を導入することが初めて認められたことが影響している。

同白書は、まず、現代のヨーロッパの社会的統合のための重要な要素として「雇用の拡大」とともに「自己充足」を掲げ、両者は相対立するものではない、とする立場をとっている⁽⁴⁶⁾。このため、生涯学習についての考え方も、

従来のように労働者の継続教育を中心に据えるのではなく、学習活動そのものから得られる喜びや、個人の生活の改善、人格の発達、民主主義社会の市民としての自主性の伸長を視野に入れている。また、情報化、国際化、人口の高齢化による社会の衝撃的変化に対応するため、これからの社会は、習得した知識や技能により人々の社会的地位が決まる「知識を基盤とする社会」、すなわち「学習社会」となるとしている。そして、これに対応するためのEUの教育・職業訓練政策の一般目標として、次の5点を掲げ、それぞれをEU全域で実現するための行動指針を提案した⁽¹⁷⁾。

1) 新しい知識を幅広く習得することを奨励する——ヨーロッパ資格認定制度等により技能と知識の認定方法を改善し、学生の移動をより容易にするとともに教育・職業訓練用ソフトウェアの開発を支援する。

2) 学校とビジネス部門をより緊密にする——ECの時代から継続されている大学生等の留学生交流事業⁽¹⁸⁾と同様の方法で、職業訓練のための留学生交流事業として「ヨーロッパ見習い訓練計画」を導入する。

3) 社会的疎外と闘う——都市中心部に学校教育からドロップアウトした者に再度教育の機会を与えるための「セカンド・チャンス・スクール」を設立する。また、青少年に国境を超えたボランティア活動の機会を与えるための「ヨーロッパ・ボランティア・サービス」事業を導入する。

4) 各市民にEU域内の3つの言語を習得させること——EU域内で使用されている言語の教育において一定の成果を収めている学校に「ヨーロッパ品質認定校」の称号を授与する制度を新たに設ける。また、外国語教育担当教員の交流を促進する。

5) 資本的投資と職業訓練への投資を均等にすること——加盟各国の職業訓練に対する投資効果をEUが測定し、結果を公表する。また民間企業等が職業訓練の費用を投資として扱う場合の法律及び行政面での必要な改革についての研究に対し助成する。

EYLLでは、上記のすべてを視野に入れた様々な事業が、EU、国、地方、地域の各レベルで展開された。欧州委員会第22総局（教育・職業訓練・青少年事業担当）にはEYLL事務局が置かれ、1996年初めにまず生涯学習の普及に役立つプロジェクトを広く一般より公募し、4000以上にのぼる応募プロジェクトのなかから549プロジェクトを選び、補助金を直接交付した。各国・

地方のレベルでも、それぞれの予算で同様の補助事業が行われた。また、生涯学習に関するセミナー、シンポジウムなど年間を通して約2500のイベントが参加各国で開催され、各国のテレビ、新聞・雑誌などのメディアも、EYLLの広報に利用された。情報化への対応は本事業の目標の一つでもあることから、欧州委員会第22総局は、インターネット上にヨーロッパ生涯学習年ホームページを開設し、参加各国の生涯学習年ホームページとリンクさせながら、生涯学習年事業の広報や、「電子討論会」の場として活用した。⁽⁴⁹⁾この過程で、教育関係者だけでなく一般市民の間にも、「生涯学習」という言葉が次第に普及していった。⁽⁵⁰⁾

(3) 生涯学習の実現へ向けた具体的施策の提案と導入

EYLLの実施にあたり、欧州委員会第22総局では外部機関にEU市民の学習活動や学習の費用効果などに関する様々な調査研究を委嘱した。⁽⁵¹⁾そしてこれらの調査研究の成果を踏まえ、白書『教えることと学ぶこと——学習社会に向けて』の諸提案を早急に実施に移すために、新たな提案文書や行動計画に関する通達を立て続けに発表した。この過程で、欧州統合を発展させる上で不可欠の人的移動の促進と情報化への対応、さらには「ヨーロッパの市民性」を育む教育・学習に関し、生涯学習への期待が大きくなっていった。

まず、1996年10月には緑書（提案書）として『教育、訓練、研究：トランスナショナルな移動の障壁』が発表され、EU内の人的交流を促進することにより人々に与えられる利益と、経済競争力への影響関係を明らかにするとともに、留学生、企業研修生、ボランティアなど、EU域内の人の移動を促進するため、待遇面の不平等をなくすこと、言語による壁をなくすことなどとあわせて、従来から実施されている高等教育の単位互換制度だけでなく、ヨーロッパ各地における様々な生涯学習機会を通じて獲得される技能や資格の認定制度を整備することが提案された⁽⁵²⁾。

次に、同年11月には、1996年度から98年度まで3年間の行動計画として、『情報社会における学習』を導入し、初等中等学校へのインターネットの設置をはじめ、ヨーロッパの文化等に関する初等中等教育及び成人教育用マルチメディア教材の共同開発、情報教育に関する教員・指導者の研修等についても、補助事業を実施した⁽⁵³⁾。

さらに1996年12月には、教育・職業訓練研究グループ報告書として、『教育と職業訓練を通してヨーロッパを実現する』⁽²⁴⁾が発表された。この報告書は、95年7月に欧州委員会が設置した25名の専門家（加盟各国の企業、労働組合、学校、職業訓練機関、成人教育機関、大学等の有識者）により構成される教育・職業訓練に関する研究者集団が作成した最終報告書である。同報告書は、「人民のためのヨーロッパ（People's Europe）」の構築を目指し、1）教育・訓練を通じてヨーロッパの市民性を構築すること、2）教育・職業訓練を通じてヨーロッパの競争力を高め、雇用を保護すること、3）教育・職業訓練を通じて社会のまとまりを維持すること、4）情報化社会に対応した教育・職業訓練を実施すること、5）教育・職業訓練制度をよりダイナミックなものとし、関係者を支援することの5点に関し、現状分析と行動計画案を提示した。生涯学習に関しては、第3の「教育・職業訓練を通じて社会のまとまりを維持する」をテーマとした部分で、次のように言及し、生涯学習を教育と職業訓練についてのパラダイムを転換させる概念として政策目標に掲げることに強い期待を寄せている。

「生涯学習が政府の目標として完全に採用され明確な形をとるようになれば、これからの時代は教育の歴史上の分岐点となるであろう。生涯学習は一般の人々の教育に対する考え方を根本的に変える可能性を含んでいる。生涯学習は、若い人々のために特別な配慮をすることの必要性を変えるものではないが、教育・職業訓練が継続する過程であることの意識を高めることができる。現代及び未来の社会・文化モデルの分析の多くが、生涯にわたり発展する過程として広くすべてを包括する観点から教育をみる必要があることを強調している。現代社会は学習社会となり、ヨーロッパは、この教育の概念が完全に発展すれば、学習社会の中心的位置につくことができるであろう。生涯学習は、子ども時代の初期教育、「セカンドチャンス」の教育、成人教育、地域教育、伝統的教育など、教育思想と政策のあらゆる面を統合することが可能である。」⁽²⁵⁾

同報告書は、生涯学習を実施するための具体的方策として、1）有給教育休暇の導入、2）誰もがアクセス可能な学習情報データベースの構築、遠隔教育、教育製品（単位、資格等）を誰もが簡単に入手できる「スーパーマーケット」の導入、3）国及び企業による継続教育予算の確保の3点を提案し

ている。また、すべての人々が、いつでも、どこでも学習することを可能とするツールとして、インターネット等のニューメディアの利用を拡充することの必要性を強調している。

(4) 2000年からのEUの生涯学習政策の課題と展望

生涯学習の振興は、2000年1月から導入されるEUの5カ年の教育、職業訓練及び青少年交流に関わるすべてのプログラムのなかでも、重点課題となっている。

1997年11月、欧州委員会第22総局（教育・訓練・青少年）は通達として『知のヨーロッパへ向けて』を発表した。これにより、教育、訓練、青少年の分野における2000～2006年の共同体の新たな行動計画の指針が定められた。同通達では、人々の移動を可能とする「ダイナミックなヨーロッパの教育領域の構築」を目指している。そして、今後は、世界の急激な変化に対応するため、ヨーロッパでは、社会のすべての市民に、年齢や社会的状況に関わりなく、知識にアクセスするための機会を拡大しなければならないとし、「教育領域」の概念を地理的にも時間的にも可能な限り広くとらえ、「生涯学習」についても同様に広義にとらえることを提唱している。具体的には、ヨーロッパの教育領域として、1) 知識、2) 市民性、3) 実践的能力の3つの次元を重視すべきであるとする。それぞれについては、次のような説明がなされている。⁽²⁶⁾

1) 知識：現在の変化の過程に積極的に参加することを可能とするべく、ヨーロッパの市民は知識の基盤を継続的に発展させることができるようにならなければならない。それにより、知識を継続的に拡大したり更新したりすることが可能となる。

2) 市民性：この教育領域は共通の価値観の共有、共通の社会的・文化的領域への帰属意識の発達によって、市民性の拡大を図ろうとするものである。これは、積極的な連帯と、ヨーロッパの独自性と豊かさを構成する文化的多様性の相互理解に根ざす市民性のより広い理解を促進しなければならない。

3) 実践的能力（コンピタンス）：仕事と組織の変化によって必要となった実践的能力の習得を通じて雇用可能性を発達すること。これは、生涯に

わたり、創造性、柔軟性、適応性、「学び方を学ぶ」能力、問題解決能力を促進することが必要であることを意味している。これらは、現在では（従来必要とされた）技能が急速に廃れていくことから、それに伴う損失を回避するために必要とされる条件である。

これらを実現するために、『知のヨーロッパへ向けて』では、1) 物理的移動可能性の促進、2) インターネット等の利用による仮想的移動可能性の促進、3) 優れた実践を交換する協力ネットワークの構築、4) 外国語技能と異文化理解の促進、5) 教育・職業訓練修了資格認定、技能認定のパイロット事業、6) 加盟諸国の教育・訓練・青少年に関する制度と政策の資料収集の改善を提案している。

これを受けて、2000年1月1日～2004年12月31日までの新規の教育、職業訓練及び青少年交流に関するプログラム（教育に関する SOCRATES、職業訓練に関する LEONARDO DA VINCI 及び青少年交流に関する YOUTH FOR EUROPE）では、あらゆる段階で、生涯学習の視点による学習を支援することが主要な目標として掲げられた。

アムステルダム条約の発効により、欧州統合は経済のみの統合だけでなく雇用面での統合が実現されることとなり、様々な分野の EU の政策において個々の市民への配慮が増している⁽²⁰⁾。トランスナショナルな空間に生きる市民としての責務に積極的に取り組む「ヨーロッパ市民」を育成するには、学校教育だけではもはや不十分であると認識されるようになっており、今後は、異文化理解、環境学習、人権学習等を含む市民性育成のための生涯学習プログラムの開発が重要となることが予想される⁽²¹⁾。

3. 考察

以上概観したように、EU の生涯学習政策の重点は、導入期の 91-94 年には経済的競争力を高めるための継続職業訓練と高等教育進学率の拡大に置かれていたが、96年の EYLL を境に、個人の充足、人格の発達と疎外の克服が鍵概念として頻用されるようになった。97年以降は、通貨統合による欧州統合の発展に伴い、人々の雇用等における流動性が増すことを視野に入れて、

「ヨーロッパ市民」としての市民性を培うための手段としても生涯学習が着目されるようになってきている。また、EUの進める情報化政策と相まって、市民の教育・学習におけるマルチメディアの活用能力を高めることが重視されるようになった。

EUの生涯学習政策にこのような変化をもたらした要因を、政治、経済及び教育・文化の観点から分析すると、次のことが指摘できる。

まず第一に、政治的要因として、95年1月から19世紀以来の人格の発達を重視する民衆成人教育の伝統をもつスウェーデンとフィンランドが新たにEUに加盟したことがあげられる。社会民主主義系政党が政権を握るこれら北欧諸国の加盟と並行して、90年代後半にイギリス、ドイツなどで革新政権が相次いで誕生したことも、経済的効率重視の生涯学習政策から社会的に疎外されている階層への配慮と市民性の育成を重視した生涯学習政策への転換を促進した要因として指摘できる。

第二に、経済的要因として、通貨統合以前に大企業の多国籍化が進み、雇用における国境を越えた人的移動が促進され、また中小企業においても国際的な実務能力に対するニーズが高まったことがあげられる。有利な雇用機会を得るためには、コミュニケーション手段としての言語（外国語及び移民の場合は当該国の公用語も）と情報・コンピュータ技術（ICT）を習得していることが条件とされるため、失業者の職業訓練においても、これらの教育が最優先課題とされている。ICTの学習は、EU経済の「知識経済」への移行を促進するものとみなされており、すべてのヨーロッパ市民が習得すべき技能として位置づけられている。

第三に、教育・文化的要因として、加盟各国及び地域の言語・文化と教育制度の多様性を維持するという大原則を維持しながらも、統合の進展とともに「ヨーロッパの市民」としての共通性を育む手段が必要になってきていることがあげられる。このため、新しい学習方法として、国境の枠を越えた学習機会を提供できるインターネットによる学習が注目されている。インターネットにより、仮想的空間としての一つのヨーロッパにアクセスし、人々がソフトウェアなどの製品開発や、ヨーロッパの共通文化に関する学習活動、政策の意思決定過程等とともに参加できる能力を身につけることが、「ヨーロッパの市民性」に必要な要素とされ、生涯学習の重要な目標となったので

ある。また、このような多様な教育・学習を広める一方で、学習成果の統一な認定方法の開発が焦眉の課題とされた。

このように、EU 統合に伴う独自の要因のもとに展開している EU の生涯学習政策であるが、その形成過程には、社会・経済のグローバル化に直面している先進各国の教育改革に示唆となる発想と施策が含まれている。EU 加盟各国及び地域における生涯学習政策の受容と展開状況は、それぞれの教育制度、雇用制度と文化、学習に対する価値観の相違を反映して、特色が表れておりさら興味深い。このことに関する検討は、別な機会に譲ることとする。

<註>

- (1) Press release on 19.06.99 KÖLN CHARTER - AIMS AND AMBITIONS FOR LIFELONG LEARNING, <http://www.g8cologne.de/> 「ケルン憲章」の主張は、「G 8 ケルン・サミット・コミュニケ」にも反映されている。
- (2) 木戸裕『EC の教育政策』（『新生ヨーロッパの構築』日本経済評論，1992）。坂本昭『EC の教育・訓練政策』中川書店，1995。田村佳子『ヨーロッパ統合の推進と成人教育・職業教育』（『現代社会教育の理念と法制』（日本の社会教育 第 40 集）東洋館出版社，1996，pp.160～171）。澤野由紀子『EU における教育改革—マーストリヒト条約の発効と教育事業の再編』（『転換期ヨーロッパの教育改革を問う』（日本教育政策学会年報第 3 号）1996 年，pp.75～91）。
- (3) 福田誠治，『ヨーロッパ統一と教育—その教育理念』（『比較教育学研究』21 号，1995 年，pp.133～14）。小松弘幸『ヨーロッパ教育における教育理念の構造的分析』（『名古屋教育学部紀要（教育学科）』第 4 3 巻第 1 号，1996 年，pp.95～104）。柿内真紀，園山大祐『EU の教育におけるヨーロッパ・ディメンションの形成過程とその解釈について—スコットランドの事例を中心に』（『比較教育学研究』24 号，1998 年，pp.119～137）。
- (4) 近藤孝弘『ヨーロッパ統合と歴史教科書 — 戦後のヨーロッパ史教育論における『ヨーロッパの歴史』の位置をめぐる』（東京学芸大学海外子女教育センター『『ヨーロッパの歴史』を読む：国際教育過程統合研究プロジェクト報告書』，1997 年，pp.5～36）。
- (5) 澤野由紀子『生涯学習の「効果」をめぐる国際的動向と市民大学の変容—ヨーロッパの場合』（田中雅文編，『地域における生涯学習の効果に関する理論的・実証的研究』国立教育研究所，1997 年，pp.208～225）。澤野由紀子『生涯学習ネットワー

クの国際的動向』(国立教育研究所編『生涯学習——ネットワーク化と学習ボランティア——(第12・13回教育研究公開シンポジウム)』, 1997年, pp.7~17ページ)。杉村美紀『生涯学習と国際化』(森隆夫・耳塚寛明・藤井佐知子編『生涯学習の扉』ぎょうせい, 1997年, pp.191~204)。一方, ヨーロッパでは, EU 統合の推進による教育政策・制度の共通化よりも, 加盟各国・地域や, 移民を含む市民個人々の文化的多様性を強調する研究者が多く, EU の生涯学習政策についても, 経済的効率を重視するあまり, EU 域内の社会や文化の多様性を尊重する配慮が欠けていることを批判する論文が現れている。アンディ・グリーン(大田直子訳)『教育, グローバリゼーションと国民国家』(『教育史像の再構築』(教育学年報6), 1997年), Barry J. Hake, “Lifelong Learning and the European Union: A critique from a ‘risk society’ perspective”, In *Lifelong Learning in Europe*, Vol III, Issue 1/1998, pp.54-60等。

- (6) 正式名称は, 「欧州連合条約, 欧州経済共同体設立条約及び関連法令を改正するアムステルダム条約」。「マーストリヒト条約」で教育の分野における権限を定めた126条と, 職業訓練の分野における権限を定めた127条は, それぞれ149条, 150条に変わったが, 内容的な変更はない。
- (7) “Agenda 2000. For a stronger and wider Union”. COM(97) 2000 final.
- (8) Barry J. Hake, *op.cit.*(5), p.54.
- (9) European Commission, “Cooperation in Education in the European Union: 1976-1994”, Luxemburg, 1994, pp.47-48.
- (10) European Commission, “Growth, competitiveness, employment——The challenges and ways forward into the 21st century (White Paper)”, Luxemburg, 1994.当時のEC委員長であったジャック・ドロールの名を冠して「ドロール白書」とも呼ばれている。
- (11) *Ibid.*, p.136.
- (12) *Ibid.*, p.138.
- (13) Decision No2493/95/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 1995, Official Journal of the European Communities No L256 /10, 23/10/95.
- (14) European Commission, “White Paper on education and training: Teaching and learning towards the learning society”, Luxemburg, 1996. この白書は, 学術研究・教育・職業訓練政策を担当するエディット・クレソン及び雇用・社会事業政策を担当するパドレイグ・フリンの両欧州委員が, 産業関係・情

報・通信技術政策を担当するマーティン・バンゲマン欧州委員の合意のもとで署名しているが、「クレソン白書」と通称される。

- (15) COMENIUS プログラムと呼ばれる。教育分野の活動プログラムである SOCRATES プログラムのなかに含まれ、総合的学習のプログラム開発、EU 域内の外国語学習、外国語学習のための児童生徒の留学、カリキュラム開発のための国境を越えた学校間交流等に関する補助事業を行っている。
- (16) 同白書は、「ヨーロッパは、世界における地位と未来を確立するため、今後は、これまで経済と金融に関する問題を重視してきたのと同じくらい、市民にとっての、男性にとっても女性にとっても、個人的充足感 (personal fulfillment) を重視していかなければならない。これにより、ヨーロッパは、自由交易地域であるだけでなく、国際化に支配されるだけでなく、成功する能力のある首尾一貫した政治的統合体であることを証明するだろう。」とも述べている。European Commission, *op.cit.* (14), p.11.
- (17) *Ibid.*, pp.53-72.
- (18) ERASMUS プログラムと呼ばれる。1995 年以降は前記 SOCRATES の一部となっている。
- (19) 前掲 (4) 「生涯学習ネットワークの国際的動向」, pp.11~14
- (20) ただし、「生涯学習」という言葉の普及度は、参加各国によっても違いがみられる。筆者が 1997 年 2~4 月に EYLL 参加各国政府の EYLL 事業担当事務局に対して郵送で行った質問紙調査によれば、「生涯学習」はデンマーク、リヒテンシュタイン、ノルウェーでは EYLL 以前から一般市民が日常的に使う言葉であったが、フィンランド、アイルランド、アイスランド等では EYLL により一般に広まった。だが、ギリシャ、ベルギー等では、EYLL によっても普及の効果がなかったとしている。
- (21) 例えば次のような調査報告がある。European Commission DGXXII, “The Eurobarometre survey on the concept of lifelong education and training”, Brussels, 1996./Coopers & Lybrand, “The economic dimension of education and training in the Member States of the European Union : A survey carried out on behalf of the European Commission”, Brussels, 1996.
- (22) European Commission, “Green Paper on education, training and research : obstacles of transnational mobility”, Luxembourg, 1996.
- (23) European Commission, “Learning in the Information Society—Action plan for a European education initiative (1996-98)”, Luxembourg, 1996.

- (24) European Commission, "Accomplishing Europe through Education and Training", Luxembourg, 1997.
- (25) Ibid., p.57.
- (26) European Commission, "Towards an Europe of Knowledge", Luxembourg, 1997.
- (27) 1999年4月29日12:30~14:00, EU第22総局(在ブリュッセル)における Mr. Norman Pyres, Principal Administrator, European Commission DG XXII に対する聞き取り調査から。
- (28) European Commission, "Learning for Active Citizenship", Luxembourg, 1998. (<http://europa.eu.int/en/comm/dg22/citizen/citiz-en.html>)